

第五十二回帝國議會
衆議院

市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案委員會會議錄(速記)第五回

會議

昭和二年三月十九日(土曜日)午前十時
四十三分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 堀田義次郎君

理事 山榊 儀重君

理事 山下 谷次君

清水留三郎君 金澤安之助君

菅原 英伍君 蟻川五郎作君

大口 喜六君 安藤 正純君

松本 君平君 熊谷五右衛門君

浦野 謙朗君 土屋清三郎君

三月二日委員上埜安太郎君十九日委員

丸山浪彌君執レモ辭任ニ付其ノ補闕ト

シテ同月二日大口喜六君十九日小野寅

吉君ヲ議長ニ於テ選定セリ

同月十九日丸山浪彌君理事ヲ辭任セ

リ

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

市町村義務教育費國庫負擔法中改正

法律案(政府提出)

市町村義務教育費國庫負擔法中改正

法律案(湯淺凡平君提出)

○堀田委員長 是ヨリ會議ヲ開キマ

ス、會議ヲ開ク前ニ一寸御相談ヲ致シ

マスガ、大分會期モ切迫致シマシタカ

ラ、質問ヲ打切りマシテ本日決定致シ

タイト思ヒマスガ、御異議アリマセヌ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○堀田委員長 ソレデハ左様取計ヒマ

ス、初メニ政府提出法律案ヲ議題ト致

シマス、御意見ガアレバ御述べテ願ヒ

マス

○山榊委員 私共ハ憲政會代表ト致シ

マシテ本案ニ賛成致シマス

○土屋委員 私ハ義務教育費國庫負

擔額ハ、全額ヲ國庫ニ於テ負擔スベキ

モノナリトノ主帳ヲ持ッテ居ルノデア

リマスカラ、遺憾ナガラ其意味ニ於テ

本案ニ同意ヲ表スル譯ニ參リマセヌ

○山下委員 私ハ政友會ヲ代表致シマ

シテ本案ニ賛成スル一人デゴザイマ

ス、實ハ尙ホ此上ニ昨年ノ政府御聲明

ニ基キマシテ、是非共五百萬圓ヲ殖ヤ

シテ戴キタイノデアリマスケレドモ、

豫算モ編成ガ出來タ後デアルシ、且ツ

會期切迫致シテ居ル事デアリマシテ、

如何トモ致方ナイノデアリマスカラ、

政府ガ明年ノ豫算編成ノ場合ニハ、深

ク考慮スルト云フ御言葉ニ信賴致シマ

シテ、五百萬圓増加ノ本案ニ賛成ヲ致

ス譯デアリマス

○堀田委員長 他ニ御意見アリマセヌ

カ——御意見ガナケレバ採決致シマ

ス、ソレデハ土屋君ヨリ反對ノ意見ガ

出テ居リマスカラ、反對ノ意見カラ先

ヅ採決致シマス、土屋君ニ賛成ノ御方

ノ舉手ヲ願ヒマス

〔贊成者舉手〕

○堀田委員長 少數デアリマス、ソレ

デハ政府案ヲ可決スベキモノトシテ御

異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○堀田委員長 ソレデハ左様取計ヒマ

ス、ソレカラ湯淺君提出ニ係ル法律案

ヲ議題ト致シマスガ、是ハ只今政府提

出法律案ガ既ニ可決ニナリマシタ以上

ハ、此法律案ハ更ニ決議ヲスル必要ハ

ナイト認メマスガ、御異議アリマセヌ

カ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○堀田委員長 ソレデハ左様取計ヒマ

ス委員會ハ是デ閉會致シマス

午前十時五十分散會

付託議案
市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案政
府提出
市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案(湯
淺凡平君提出)

第五類第四號

市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案政府提出委員會會議錄

第五回

昭和二年三月十九日

二

昭和二年三月十九日印刷

昭和二年三月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社